

# 規範逸脱の「相場観」：記述的規範の効果の検討

村上史朗  
(奈良大学社会学部)

キーワード：規範逸脱、命令的規範、記述的規範

## 1. 責任判断の一要素としての「逸脱の許容」

これまでの社会心理学における責任判断研究で主に注目されてきたのは、原因帰属 (causal attribution) に関する心理的メカニズムの検討であった。犯罪や事故を起こした当事者がその行為を生じさせた原因が、当事者自身にあったのか、それとも周囲の環境など外的な要因であったのかに関する心理的判断が、その後の責任判断に及ぼす影響を検討してきたのである。責任判断を原因帰属の枠組みで検討する場合、基本的には対象となる行為が「望ましくない」ことは自明であり、その望ましくない行為を生じさせた原因に注目することになる。

しかし、実際には行為の望ましき (望ましくなさ) の程度の判断自体に曖昧性があることもある。例えば、交通事故を起こしたときに制限速度を 10 キロ超えていた場合を考えよう。もちろん、制限速度を 10 キロ超えることは「望ましくないこと」である。しかし、事故を起こしたときと起こしていないときで同程度に望ましくないと判断されるわけではないだろう。そうだとすれば、この場合の制限速度を 10 キロ超えることへの判断は、行為そのものだけではなく結果を含めた判断と言える。そして、事故を起こしていない場合には、「制限速度を 10 キロ超える」という行為は、ある程度社会的に (暗黙にはあるが) 許容されていると言える。本稿では、このような社会的な逸脱の許容について考察し、規範逸脱と責任判断の関連について検討する予備的な研究を報告する。

## 2. 命令的規範と記述的規範

Cialdini らは 社会的規範を命令的規範と記述的規範に分類している (e.g., Cialdini, Reno, & Kallgren, 1990)。命令的規範とは、社会的に望ま

しい行為についての「なすべき」とされる規範であり、法規範をはじめとしたフォーマルな規範が典型的なものである。一方、記述的規範とは、社会における多くの人々の実際の行為の認知に基づき、「一般的な行為」についての判断基準を提供する。速度制限の例について言えば、「制限速度を遵守する」ことが命令的規範にあたり、「周囲の車の流れに乗る」ことが記述的規範にあたる。

Cialdini, Reno, & Kallgren (1990) はゴミのポイ捨て行動を題材に両者の効果を検討した。記述的規範への注目の効果として、周囲にゴミが散らばっている状況 (記述的規範が「ゴミを捨てても良い」場合) において、周囲の状況への注意を喚起するとゴミを捨てる割合が高くなることが示された。また、大学構内で配布したビラがポイ捨てされるかどうかを調べる実験場面において、ビラの内容がポイ捨てを批判するものであった場合 (命令的規範への注意喚起)、ポイ捨て行動が抑制された。このように、命令的規範と記述的規範はともに行動面への効果を持ち、特にそれぞれへの注目が高まっている場合に効果が大きいことが示されている。

## 3. 法規範からの逸脱への記述的規範の効果

法規範は遵守すべき事柄が明示的に定められており、そこから逸脱しないことが一般的には社会的に合意されているが、中には命令的規範と記述的規範が乖離するケースがある。特に、従前には一般的でなかった行為を法によって新たに規制した場合に見られる (乗用車の後部座席シートベルト義務化や住宅用火災警報器設置義務化など)。ここでは、住宅用火災警報器の設置に対する記述的規範の効果を検討した研究例を示す (村上・岡・栗岡・佐藤, 2010)。

アメリカでの住宅用火災警報器（以下、住警器と略す）の普及による死者数低減の実績をうけて、日本においても2004年6月に消防法が改正され、新規住宅については2006年6月から、既存住宅についても市町村条例の規定により住警器の設置が順次義務化されている。調査の行われた2009年時点で猶予期間の残されていた自治体もあるが、住警器設置そのものはすでに法令によって義務化されていた。その時点で、既存住宅における設置率は調査により異なるが概ね40%未満であり、必ずしも遵守されていないのが実情であった。

住警器の設置義務は上述のCialdiniらの分類における命令的規範と、実際に人々がどの程度この規範に従っているかという状態を記述的規範と、それぞれ捉えることが可能である。ここでは、住警器を設置していない状態を命令的規範からの逸脱状態と位置づけ、規範からの逸脱の観点から住警器設置抑制要因を検討した。

方法は以下の通りであった。戸建住宅の居住者で25歳以上の世帯主またはその配偶者を対象としたインターネット調査を行った（調査時期は2009年12月）。計画サンプルは7都県（東京都・群馬県・愛知県・栃木県・福岡県・秋田県・兵庫県）各600名（東京都のみ1200名）

を均等割り付けした計4800名で、有効回収数は5586であった。行動指標として、住警器を世帯で1台以上設置しているか否かを測定した（以下、「住警器設置」）。また、命令的規範からの逸脱としての設置拒否を考える場合に前提となる、設置義務の認知も測定した（以下、「設置義務認知」）。設置拒否層は、①現在住警器を設置していない、②今後も設置する予定がない、の2点を共に満たす層として定義した。

命令的規範態度について、5件法で6項目を用いて測定した（例：「住警器を設置するのは当然だと思う」「義務化されたのだから設置しなくてはならない」）。記述的規範認知の指標として、自治体における住警器設置率認知をパーセンテージで尋ねた。また、住警器以外の一般的な災害対策行動実施の指

標として、消火器設置（火災への対策）、家具転倒防止用具の設置（地震への対策）の有無について測定した。

心理的な関連変数として、住警器の設置義務を認知していたかどうか（住警器設置義務認知）と、楽観性・運命論的価値観に関する価値観の指標をそれぞれ2項目で測定した。また、設置義務の猶予期間について、居住都県の回答をもとに、各市区町村条例の規定から1年おきに4段階で数値化した（1=平成20年6月以前、4=平成23年6月）。計画サンプルの段階で、猶予期間についてはほぼ均等になるように対象地域が選定されていた。また、地域の都市度について、東京都・愛知県・福岡県・兵庫県は「都市度高」、群馬県・栃木県・秋田県を「都市度低」とするバイナリ変数を作成した。

結果から、住警器の設置や設置拒否（調査時点で設置しておらず、今後も設置する意図のない層）に対して、命令的規範への態度などの他の変数を統制しても記述的規範認知の効果があることが示された（表1）。この結果は、周囲の他者がどの程度住警器を設置しているかという認知が、ある種の規範逸脱への許容度を測る相場観のような働き

表1 住警器設置、設置拒否へのロジスティック回帰分析

目的変数	住警器設置	設置拒否
命令的規範意識	.068 **	-.112 **
記述的規範認知	.038 **	-.020 **
災害対策(消火器)	.106	-.305 **
災害対策(家具転倒防止)	.419 **	-.317 **
楽観性	.004	.039
運命論的価値観	.035	.020
設置義務認知	1.00 **	-1.639 **
性別	-.250 *	.092
年齢	.002	-.014 *
高齢者同居	.224 *	-.109
未就学児同居	.153	-.107
世帯年収	.101 *	-.004
義務化年限	.026	-.118 **
都市度	-.090 *	-.125
-2対数尤度	4503.36	4014.17
擬似R2乗値	.238	.213
n	4179	4179

note: \*: $p < .01$ , \*\*:  $p < .001$

をしていることを示唆している。

また、この記述的規範認知は正確ではなく、実際の設置率よりも低い値となることが示された。つまり、住警器の設置に関しては、実際の周囲の他者の設置率よりも、記述的規範認知に基づく「相場観」の方が低く、これが設置行動を抑制していた可能性がある。

#### 4. 社会的規範と法的規範の逸脱行為の比較

社会心理学においては、逸脱行為として検討されてきたのは主に社会的規範からの逸脱行為であった。命令的規範、記述的規範の効果について、法的規範は社会的規範とどのように異なるのだろうか。Murakami (2012) は、命令的規範と記述的規範の逸脱行為への効果について、命令的規範と記述的規範のそれぞれが自明視されていないほど効果を持つという仮説を立てて検討した。法的規範の場合、明示的に定められているため、遵守しなくてはならないという命令的規範については自明であり、個人の態度が影響する余地は小さいと考えられる。そのため、より曖昧性の高い記述的規範認知の方が逸脱行動への予測力は高いと考えられる。一方、社会的規範は多くの場合慣習的に成立しており、遵守すべきという命令的規範は自明とは見なされないため、個人の捉え方が影響する余地が比較的大きいと考えられる。上記をまとめると、社会的規範とは異なり、法的規範から

の逸脱については、記述的規範の方が命令的規範よりも逸脱行動への効果があると予測されることになる。

研究方法の概要は以下の通りであった。調査手法としてはインターネット調査を用い、18歳から59歳の男女516名（男性258名、女性258名、平均年齢36.1歳）からの回答を得た。回答のしやすさを考慮し、逸脱行動ではなく規範遵守行動の頻度を測定した。法的規範として、スピード遵守（違反しない）、後部座席シートベルト、住警器の設置を取り上げ、社会的規範として適切な駐輪（駐輪場に駐める）、電車内での携帯電話の使用マナーの遵守、エスカレーターで片側を空ける、のそれぞれ3つの行動を題材とした。記述的規範認知は、周囲の他者がどのくらいその行動をしていると感じるかについて0%から100%の数値で回答を求めた。命令的規範への態度は、6つの規範的行動それぞれについて、その規範はどの程度必要だと感じるかを測定した。

結果は上記の予測を支持しており、法的規範からの逸脱については命令的規範意識よりも記述的規範認知の方が強い効果を示していた（表2）。一方、社会的規範については命令的規範意識の方が記述的規範認知よりも効果が強かったものの、大きな差ではなかった。

この結果は、法的規範からの逸脱行為の個人差は、命令的規範への意識の差よりも、周囲の他者

表2 規範的行動の頻度を目的変数とした重回帰分析

説明変数	社会的規範			法的規範		
	適切な駐輪	電車内携帯電話	エスカレーター	スピード遵守	後部座席ベルト	住宅用火災警報器
記述的規範認知	.263 ***	.198 ***	.298 ***	.428 ***	.475 ***	.466 ***
命令的規範の信念	.336 ***	.371 ***	.397 ***	.132 **	.267 ***	.089
規範の適切さの考慮頻度	.000	.012	.042	.056	.118 **	-.009
社会的規範への肯定的態度	-.001	.026	.063	.045	.000	.051
自尊心	-.005	.170 ***	.038	.012	.028	.001
性別(男性=1, 女性=2)	.133 **	.123 **	.016	.185 ***	.002	.011
年齢	.163 **	.089	.095 *	-.001	.082 *	-.007
R-squared	.290	.262	.320	.325	.427	.263
adjusted R-squared	.277	.249	.308	.313	.418	.248
N	393	416	418	424	427	369

note: \*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

がどのくらい逸脱しているかという認知の個人差との関連が強いことを示している。

## 5. まとめと今後の展開

ここまでの検討から、規範からの逸脱行為について、周囲の他者がどの程度逸脱しているのかの認知（記述的規範認知）が、逸脱が許容されるラインについて一種の「相場観」のようなものを提供していると考えられる。

結果を離れて行為だけに注目した場合、その望ましさや許容可能性についての判断は、明示的な規範によってのみ定まるものではないということは、責任判断を考える上で重要なポイントのひとつになると考えられる。

ただし、ここで示した視点は、決して目新しいものではない。命令的規範と記述的規範の対置は、川島（1967）が法律の規範性と現実の社会生活を対比した「当為と存在」という枠組みと基本的に同質のものである。規範的行為については法学、心理学、社会学など社会科学の複数の領域で個別に検討され、それぞれの学問スキームで類似の概念が検討されている。このような乱立する概念を俯瞰し統合していくことも今後の課題のひとつと言えるだろう。

また、ここで挙げた研究は行為者自身の逸脱行為を予測するものであって、観察者としての立場からの検討は行われていない。責任判断は多くの場合第三者的な視点から行われるため、ここで示した枠組みが観察者の立場からでも同様に機能するのかを検討していく必要がある。

## 引用文献

- Cialdini, R. B., Reno, R. R., & Kallgren, C. A. (1990). A focus theory of normative conduct: Recycling the concept of norms to reduce littering in public places. *Journal of Personality and Social Psychology*, **58**, 1015-1026.
- 川島武宜 (1967). 日本人の法意識 岩波新書
- Murakami, F. (2012). Informative values of injunctive and descriptive norms on normative behaviors. Paper presented at the 13<sup>th</sup> annual meeting of the Society for

Personality and Social Psychology, San Diego, CA.

村上史朗・岡泰資・栗岡均・佐藤博臣 (2010). 住宅用火災警報器設置と命令的・記述的規範認知の関連 日本社会心理学会第51回大会発表論文集, 778-779.